

「ゆいハート地域づくり事業」実施要項

1. 目的 少子高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まっており、社会的孤立をはじめとする様々な福祉・生活課題が複雑化・複合化しています。
これらの課題の解決にむけては、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような地域共生社会の実現が求められています。
本会では、地域住民や関係機関等との連携・協働による、様々な取り組みを通して、ともに生きる豊かな地域社会づくりをめざして実施する。
 2. 実施主体 社会福祉法人 南城市社会福祉協議会
 3. 協賛 南城市社会福祉関係機関・団体連絡会
 4. 指定期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）
※ 初年度4月～5月は調整期間になります。
 5. 指定地域数 8箇所
 6. 助成金 年4万円
 7. 事業の内容
 - ① 「地域支え合い委員会」の設置
「地域支え合い委員会」は、地域における見守り体制の組織化や、地域の様々な生活課題の解決に向けた情報交換・課題共有・解決策の検討を行う「地域づくりを考える協議の場」として設置し、各種関係機関・行政等と連携して“共生・協働・互助の地域づくり”に取組みます。
委員： 5名以上10名以内
開催日： 年6回以上（社協職員の参加は年6回まで）
 - ② 「関係機関との協働による友愛訪問」の取組み
地域住民や関係者と連携しながら、気になる世帯等への訪問（アウトリーチ）など、地域の見守り活動の充実に向けた取組を進めます。
取組み：年数回 社協コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等と連携
 - ③ 「地域協働を通じた事業所・社福連等との連携強化」の取組み
地域支え合い委員会を通して、地域だけでは解決が難しい課題や取組みに対し、地域協働の視点を取り入れながら、事業所や社会福祉関係機関・団体連絡会等との連携を強化し、地域福祉活動への参加と協力を促進します。
取組み：支え合い委員会での協議により、必要に応じて事業所・社福連等と連携を検討
 8. その他 南城市「重層的支援体制整備事業」「生活支援体制整備事業」「避難者行動要支援者登録制度」及び南城市老人クラブ連合会「地域支え合い活動」と連携を図る。
- 付 則 この要項は、令和6年4月1日から適用する。
この要項は、令和8年4月1日から適用する。